

医療保険制度の概要

(平成16年7月現在)

制 度 名			保 険 者 (平成15年3月末)	加入者数 (平成15年3月末) [本 人 家 族 千 人]	保 険 給 付			財 源		老人保健医療対象者の割合 (%) (平成15年3月末)	
					医 療 給 付		入院時食事療養費	現金給付	保険料率		国庫負担・補助
健康保険	一般被用者	政 管	国	35,851 [18,812 17,039]	一部負担	高額療養費				(標準負担額) ・一般 1日 780円	
							健康保険法 第3条第2項 被 保 険 者	健康保険組合 1,674	30,569 [14,791 15,779]		自己負担限度額 (上位所得者) 139,800円+(医療費-466,000円)×1% (一般) 72,300円+(医療費-241,000円)×1% (低所得者) 35,400円
船 員 保 険	国	198 [73 124]	3割 ただし、3歳未満 2割	多数該当の負担軽減 12月間に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額	・低所得者は 91日目から 1日 500円	同 上				9.1%	
							各種 共 済	国家公務員	23共済組合		9,790 [4,434 5,356]
国民健康保険	農 業 者	市 町 村 3,224	50,297	長期高額疾病患者の負担軽減 血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額 10,000円	・出産育児一時金 ・葬 祭 費 等	(ただし 任意給付)				世帯毎に応益割(定額)と応能割(負担能力に応じて)を賦課	
							自営業者等	国保組合 166	市町村 46,191		70~74歳 老人保健と同じ
被用者保険 の退職者	市 町 村 3,224	国保組合 4,106									
			老人保健			[実施主体] 市 町 村	(平成15年2月末) 15,818 被用者保険 3,175 国民健康保険 12,643	1割(一定以上所得者は2割)	自己負担限度額 (一定以上所得者) 72,300円+(医療費-361,500円)×1% (多数該当の場合) 40,200円 (一般) 40,200円 (低所得者) 24,600円 (低所得者のうち特に所得の低い者) 15,000円	外来(個人ごと) 40,200円 12,000円 8,000円 8,000円	同上。 ただし、低所得者のうち特に所得の低い者 1日 300円

(注1) 老人保健制度の対象者は、各医療保険制度加入の75歳以上(ただし、平成14年9月30日までに70歳以上となった者を含む。)の者及び65歳以上75歳未満の寝たきり等の状態にある者。
 (注2) 国保組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については政管健保並とする。
 (注3) 低所得者：市町村民税非課税世帯に属する者等。

【保険局調】